

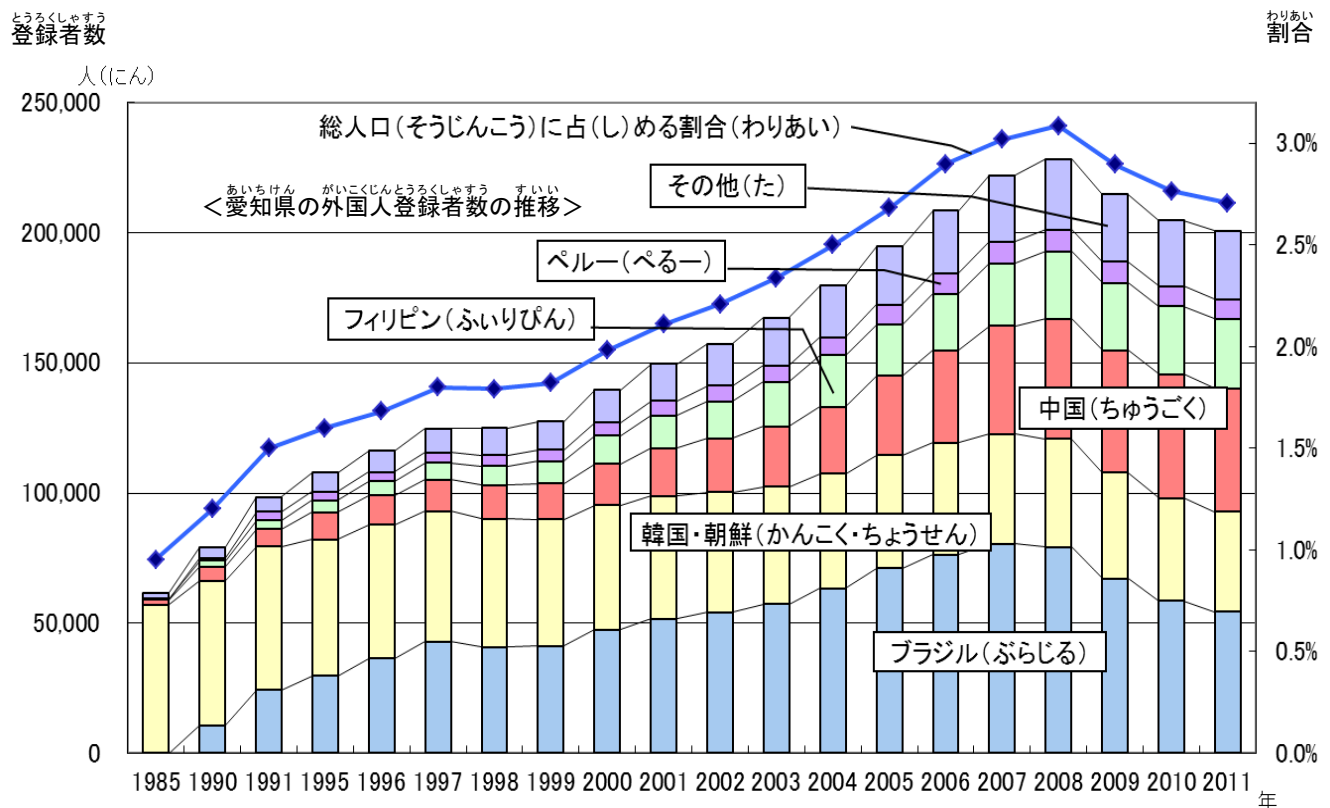
第1章 プラン策定に関する基本的な考え方

1 プラン策定の背景

(1) 前プラン策定後の変化

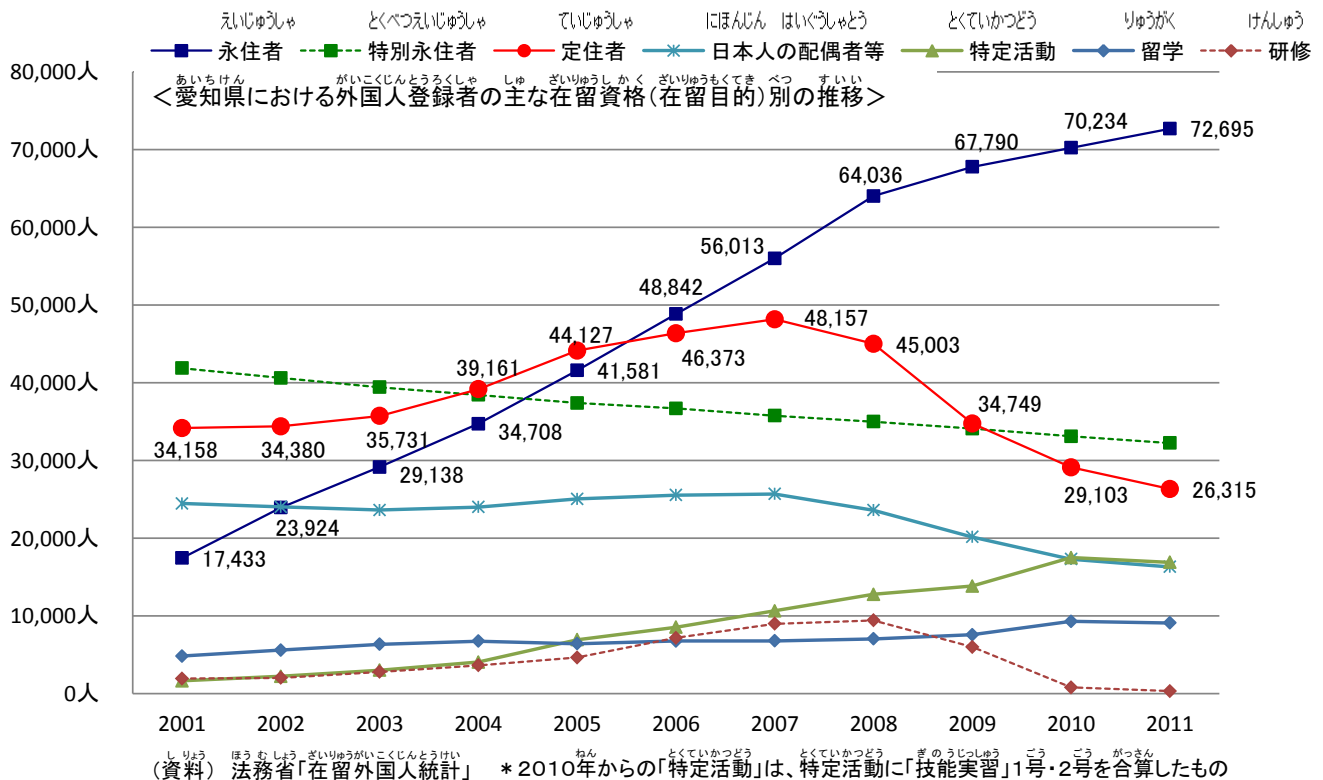
外国人県民の増加や定住化の進展を踏まえて、2008(平成20)年3月に「あいち多文化共生推進プラン」(以下、「前プラン」という。)を策定しましたが、その後、アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻がきっかけとなって発生した2008年秋以降の世界同時不況や2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災により、外国人県民を取り巻く環境は厳しくなり、日系ブラジル人の減少に大きく影響を受ける形で外国人登録者数は減少してきました。

しかし、一方で、「永住者」の在留資格¹を取得する者の増加傾向が続いており、永住志向の強い外国人県民が増えてきていると言えます。また、それ以外にも、前プラン策定時の状況と比較すると、外国人県民を取り巻く環境や多文化共生に関して、次のような変化がありました。



(資料) 法務省「在留外国人統計」

¹ 申請により、法務大臣が永住を認める者で、日本国内での活動に制限はありません。素行が善良であるなどの要件に加え、実務上では、在留資格に応じて、一定年数以上、本邦に在留しているかが認められるポイント(「定住者」資格の場合は5年以上)になります。



○外国人県民の状況は多様化してきている

ブラジル人が減る一方で、中国人やフィリピン人が増えています。その他のアジア圏の出身者も増えており、多国籍化が進んでいます。

また、日本国籍であっても日本語のわからない子ども²や、永住化が進むにつれて高齢者も増えてきています。さらに、散在して住んでいる外国人県民が増えてきているなど、国籍や年齢、居住地など、様々な面から外国人県民の状況は多様化してきています。

○施策は少しずつ充実してきている

本県では、日本語学習支援基金の創設、多文化ソーシャルワーカー³の養成・活用、あいち医療通訳システム⁴の構築など、県独自の施策を行ってきました。国においては、定住外国人を担当する部署が設置され、日系定住外国人に対する施策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、これを具体化した行動計画が策定されました。その他にも、行政における情報の多言語化が進み、相談窓口も増えてきています。

○外国人県民に対するイメージは少しずつ良くなっている

外国人県民が地域社会に住んでいることが知られ、地域の中で触れ合いが増えてきたことから、少しずつ、外国人県民に対するイメージが向上し⁵、日本人県民とのトラブルも減ってきました。特に、日本人の学生の中には、小中学生期に外国人の同級生を持っている

² 帰化して日本国籍を取得した子、日本国籍でも海外で長期滞在し来日する子など。

³ 外国人が自分の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的な問題に対して、外国人本人、家族、グループ、コミュニティに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材。

⁴ 参考資料56ページ参照。

⁵ 参考資料91ページ参照。

場合も多く、彼らにとって多文化共生は他人事ではありません。また、日本で育ち、日本の大学などで教育を受けた外国人青少年が増えてきており、今後の多文化共生の担い手として期待できます。企業にとっても外国人は特別な存在ではなくなりつつあります。さらに、東日本大震災を機に、地域づくりの担い手として外国人の重要性が認識されるようになりました。⁶

(2) 現在も残っている課題

前プラン策定後、状況は改善されてきたものの、依然として残っている課題もあります。

○雇用、子どもの教育、日本語教育など、引き続き取組が必要

外国人県民は、短期契約など、あいかわらず不安定な雇用形態で働いている場合が多くなっています。また、外国人の子どもの教育は、法的に義務化されていないため、不就学などの問題が残っています。外国人学校は、各種学校として認可されている学校は少なく⁸、教育環境の整備が必要とされています。大人が日本語を学ぶ機会⁷は、単発的に設けられる場合があるものの、制度として整備されておらず、就職しても、日本語がわからないため辞めてしまう場合も見受けられます。

○日本人県民と外国人県民の触れ合う機会はまだ不足している

外国人県民に対するイメージは向上しつつありますが、苦手意識を持っている日本人県民も少なくありません。また、地域活動へ積極的に参加している外国人県民もいますが、全く参加していない場合もあり、日本人県民と外国人県民が実際に触れ合う機会はまだ不足しています。

○日系定住外国人以外の外国人県民に対する幅広い視点が大切

これまでは、1989(平成元)年の「出入国管理及び難民認定法」(以下、「入管法」という。)⁹の改正を機に急増した日系定住外国人を中心に取組を進めてきました。一方、近年増えてきたフィリピン人などのアジア圏の出身者や、戦前から日本に住んでいる韓国・朝鮮籍などの特別永住者¹⁰、中国残留邦人¹¹、その他、様々な背景や国籍を持つ方々が本県には住んでいることから、そうした方々に対する幅広い視点も大切です。

⁶ 「東日本大震災後には大勢の外国人が支援する側に参画しており、外国人を弱者として捉えるのではなく、外国人の防災への参画の視点も検討すべき」(2012年2月27日に総務省主催で開催した「多文化共生の推進に関する研究会(第1回会合)」における田村太郎委員の発言)。

⁷ 日本国憲法第26条第1項・第2項によると、教育を受ける権利を有し、子どもに教育を受けさせる義務があるのは「国民」、すなわち日本国籍を有する者に限られます。ただし、公立の小中学校への就学を希望する場合には、無償での受入を行うとともに、日本語や適応指導などの必要な配慮を行っています。

⁸ 県内のブラジル人学校は、2012年5月現在13校中4校のみが各種学校であり、それ以外は私塾と同様です。

⁹ 在留資格が17種類から27種類に拡充されるなど、在留資格の種類と活動範囲の全般的な見直しが行われました。その結果、日系人2世や3世には、在留活動に制限のない「定住者」の在留資格が認められました。

¹⁰ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法」(1991年11月施行)により定められた在留の資格、または当該資格を有する者をいいます。第二次世界大戦が終わる前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約(1952年)の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫を対象としており、在留期間や在留活動に制限はありません。

¹¹ 1945年8月9日、ソ連軍が満州(中国東北部)に侵攻して以降の混乱の中で日本に帰国できず、やむを得ず中国にとどまった日本人。その配偶者や子なども含め、日系人と同様、「定住者」資格が認められています。

2 プラン策定の趣旨

以上のように、前プラン策定時と比べて、多様化や永住化の傾向が強くなっており、それに伴う新たな課題が出てきています。また、前プラン策定以降、行政による様々な施策やNPOの活発な活動により状況は改善されつつあるものの、依然として残っている課題もあり、特に、教育・労働などの生活環境の整備は急がなければなりません。一方で、学生や外国人自身も多文化共生の担い手として大いに期待できる状況になってきました。

そのため、こうした新しい担い手と一緒に、課題に対応するだけでなく、地域の発展や暮らしやすい社会づくりに資する施策を計画的かつ総合的に展開し、継続的・広域的な制度・仕組みづくりをより推進していくためのプランを策定する必要があります。

そこで、前プランの期間満了に伴い、さらに多文化共生社会づくりを推進するため、「あいち多文化共生推進プラン2013－2017」(以下、「本プラン」という。)を策定しました。

3 プランの性格

本プランは、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方や役割を明確にする指針としての性格と、本県と(公財)愛知県国際交流協会が実施する推進施策を具体的かつ体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせもつものです。

さらに、多文化共生社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、NPO、企業、大学など様々な活動主体の役割を示すとともに、こうしたすべての主体が多文化共生を理解する上での参考となり、取組を実施する際に活用することができるプランとしました。

4 プランの策定方法

本プランの策定にあたっては、学識経験者を始め、地域の多文化共生推進に関わる様々な活動主体の関係者で構成する「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議」¹²を設置し、様々な立場からの意見を求めました。また、地域社会における外国人県民の役割をテーマに「外国人県民あいち会議」¹³を開催して意見を聴いたり、NPOと行政との連携・協働をテーマに「NPOと行政のテーマ別意見交換会」¹⁴を開催して検討を行いました。さらに、パブリックコメントや外国人県民への意識調査¹⁵を実施するなど、幅広い方々の意見や要望を反映した内容としました。

5 計画期間

2013(平成25)年度から2017(平成29)年度までの5年間とします。

¹² 参考資料100ページ参照。

¹³ 参考資料74ページ参照。

¹⁴ 参考資料72ページ参照。

¹⁵ 参考資料76ページ参照。

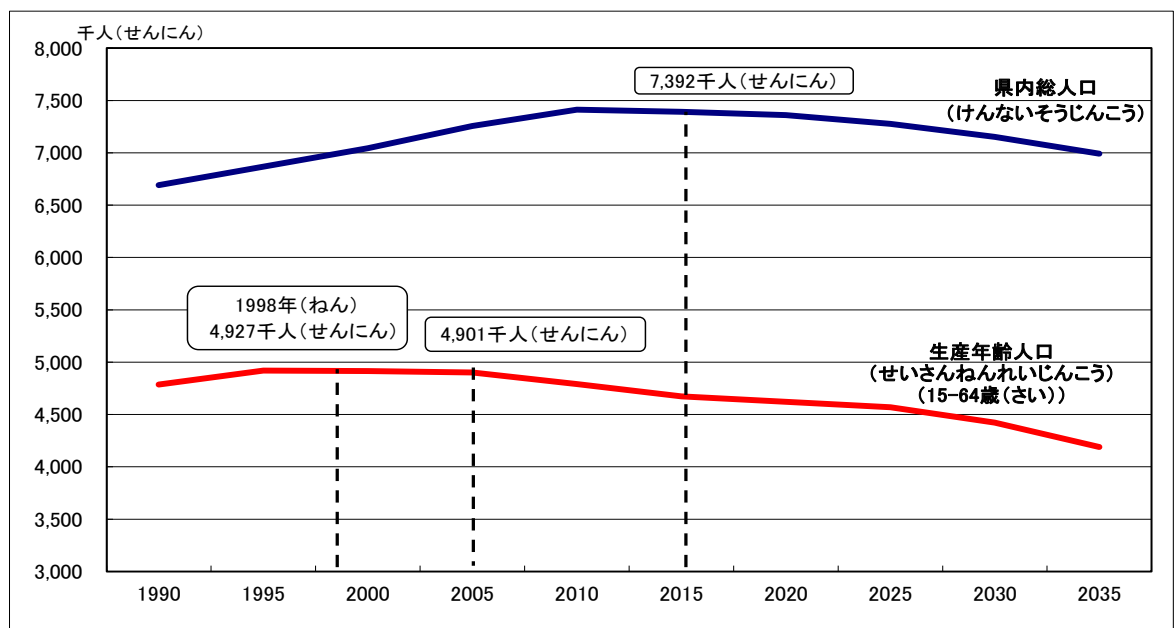
第2章 多文化共生推進に関する基本的な考え方

1 多文化共生推進の必要性

外国人県民の急増期は過ぎましたが、多様化や永住化が進展する中で、外国人県民を取り巻く課題は、ますます複雑で多岐にわたってきました。また、2012(平成24)年7月の住民基本台帳法の改正施行¹⁶により、外国人県民も日本人県民と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、同じ住民として、国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推し進める必要性が増しています。

また、本県の人口見通しは、今後、2015(平成27)年から2020(平成32)年にかけて減少に向かい、生産年齢人口(15～64歳)がさらに減少する一方で、65歳以上の高齢者の増加が続くと推計されています。人口減少・超高齢社会が到来する中で、地域の活力を維持するためには、外国人県民を含めたすべての県民が能力を発揮できるような社会づくりが不可欠です。

＜愛知県の人口の推移と将来推計＞



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(2007年5月)
愛知県県民生活部統計課「愛知県統計年鑑」

¹⁶ これまで外国人は、外国人登録法により登録されていましたが、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録法は廃止され、住民基本台帳に登録されるようになりました。

2 多文化共生推進の意義

外国人県民の人権保障の推進

多文化共生の地域づくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」¹⁷などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる 礎 となります。

地域の魅力向上と活性化の推進

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、県外や世界の人々に愛知県を誇ることができる。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

地域のグローバル化の推進

多文化共生の地域づくりの推進により、地域住民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。

安全で安心なまちづくりの推進

外国人県民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、交通事故や犯罪などの被害に遭わないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの推進につながります。

すべての人に暮らしやすいまちづくりの推進

多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性やちがいを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

¹⁷ 1978年の最高裁判決以後、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」と解されています。人権の普遍性や憲法前文の国際協調主義、さらには憲法98条2項の条約遵守義務から、日本国憲法上、一般に外国人の人権保障の必要性が導かれています。

3 プランの目標

(1) 基本目標

多文化共生社会の形成の推進により、国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、県民一人ひとりが地域社会の担い手として、個人の能力を十分発揮しながら、地域社会の様々な活動に主体的に参加し活躍できる環境づくりが進みます。そして、幅広い分野で内外から多数の優れた人材を引き寄せることが期待され、地域への定着に取り組むことが地域活力の源となります。

こうした地域づくりは、短期間で形成できるものではなく、目指し続けるべき目標であると考えます。

そこで、前プランから引き続き、本プランでも以下の基本目標を定め、様々な推進主体との連携・協働を図りながら、国籍や民族などの異なる人々がともに安心して生活できる、豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会をめざします。

【基本目標】

多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり

* 本プランにおける多文化共生社会の定義

「国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方を理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる地域社会」

(2) 施策目標

基本目標を実現するために、次の3つの施策目標を掲げます。

施策目標 I

誰もが参加する地域づくり

地域で暮らす一人ひとりが地域社会の担い手となる場づくりを進め、その能力を十分発揮しながら活躍できる環境を整備するとともに、様々な担い手が対等な立場で連携・協働した地域づくりを推進していきます。

施策目標 II

多文化共生の意識づくり

国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、県民が互いの文化的背景や考え方などについて相互に理解を深める機会を増やすとともに、日本人県民と外国人県民が地域で協力・協働し、ともに暮らしていくという意識づくりを推進していきます。

施策目標 III

誰もが暮らしやすい地域づくり

将来にわたって日本で生活していけるよう、外国人県民の自立¹⁸に向けて、生活全般にわたる支援のさらなる充実を図るなど生活環境を向上させることにより、日本人県民も外国人県民もともに安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進していきます。

¹⁸ 日常生活で言葉の面などで他人の支援が必要であるとしても、自らの人生や生活のあり方を自らの責任で決定し、選択して生きられることを「自立」と言います。

(3) 目指すべき状態

本プランでは、多文化共生社会の具体的なイメージを明確にするため、「目指すべき状態」を明示しました。

なお、当面5年間では、こうした状態に向けての体制や制度づくりを行い、それが機能し始めている状態を目指していきます。

施策目標Ⅰ 誰もが参加する地域づくり

<目指すべき状態>

1. 自らの能力を十分に発揮しながら活躍できる環境が整備されている
日本人県民と同じように社会で活躍できるよう、教育、日本語習得などの環境が整っており、複数の文化を理解しているという特長を生かすなど、外国人県民 自らの能力を十分に発揮できる環境が整備されています。
2. 外国人県民も含めた様々な担い手が対等な立場で連携・協働している
行政や様々な分野のNPO、企業、大学、学校、自治会、地域住民などがそれぞれの立場から連携・協働します。また、外国人県民も施策の立案・検討・運営などに関わるなど、新たな担い手が多文化共生社会づくりの役割を担っています。

施策目標Ⅱ 多文化共生の意識づくり

<目指すべき状態>

3. 外国人県民の人権が尊重され、地域で前向きに受け入れられている
外国人県民の人権の尊重はもとより、多文化共生に対する理解が進み、外国人県民と日本人県民の交流が進んでいます。また、多文化共生に関する継続的・広域的な制度・仕組みづくりが進んでいます。

施策目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり

<目指すべき状態>

4. 外国人県民が自立して、安全で安心して暮らせる地域になっている
相談体制や医療・保健・福祉が充実しており、労働や居住の環境も改善されています。また、安全で安心なまちづくりが進んでいます。

第3章 推進施策の方向

本プランでは、「施策の方向」を「目指すべき状態」によって整理しました。また、特に、次に示した「施策のポイント」の視点から施策の検討を行いました。

なお、本プランでは、既存事業の充実を図るとともに、多様な担い手や関係機関・団体などと連携を図りながら、効果的かつ効率的に施策を推進していくことが特徴となっています。

また、施策については、「第5章 具体的な施策」にまとめてありますが、早期に実施すべき重要な施策については、各施策目標ごとに「重点施策」として示しました。

【プランの体系】

基本目標 多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり			
施策目標	目指すべき状態	施策の方向	主な具体的な施策
I 誰もが参加する地域づくり	1 自らの能力を十分発揮しながら活躍できる環境が整備されている	①子どもの教育の充実 ②日本語学習や多言語による情報提供の充実 ③就業・起業に対する支援の充実	・日本語教育適応学級担当教員の加配 ・進路説明会などの開催 ・外国人県民の子どものための教育に関するプロジェクトチームの設置 ・日本語教育に関する実態調査と指針の策定及び普及 ・「やさしい日本語」の普及 ・外国人県民の起業の支援 など
	2 外国人県民も含めた様々な担い手が対等な立場で連携・協働している	④様々な担い手の対等な連携・協働の推進 ⑤外国人県民の施策・企画への参加の促進 ⑥多文化共生の担い手の育成	・多文化共生分野と他分野行政・NPOの協働推進 ・様々な担い手から成る会議の開催 ・外国人県民あいち会議の機能強化 ・多文化共生の担い手となる外国人県民のネットワーキング化 ・顕彰の実施 ・学生や外国人青少年の活動促進 など
II 多文化共生の意識づくり	3 外国人県民の人権が尊重され、地域で前向きに受け入れられている	⑦多文化共生に対する理解の促進 ⑧外国人県民と日本人県民の交流の推進 ⑨継続的・広域的な制度・仕組みづくり ⑩人権尊重の意識づくり	・多文化共生月間の制定 ・多文化共生に関する出前講座などの実施 ・交流や国際理解を深めるためのイベント実施 ・異文化理解イベントカレンダーの作成 ・先導的事業の普及 ・継続的な取組を行うための方策の検討 ・人権啓発資料の作成 など
	4 外国人県民が自立して、安全で安心して暮らせる地域になっている	⑪相談体制などの充実 ⑫医療・保健・福祉の充実 ⑬労働環境の改善 ⑭居住環境の改善 ⑮防災・防犯対策などの充実	・外国人相談事業の実施 ・多文化ユニバーサルユニカニの活用 ・あいち医療通訳システムの普及及び対象の拡大 ・医療機関等外国人対応コミュニケーション普及 ・外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及 ・外国人県民を対象とした職業訓練の実施 ・民間賃貸住宅への円滑な入居支援 ・災害多言語支援センターの設置 ・関係機関と連携した安全・安心なまちづくり など
III 誰もが暮らしやすい地域づくり			

【施策のポイント】

(1) 子どもの教育の充実

子どもたちが小中学校でしっかりと教育を受け、機会を確保するとともに、就学前や高校・大学進学への支援、学齢を超過した子どもたちへの支援などを行います。また、外国人学校に通う子どもたちについても、その教育環境を整えていく必要があります。さらに、子どもたちにとって、すでに日本社会で活躍している第二世代¹⁹は将来の目標であり、こうした世代と触れ合う機会を増やすことも必要です。一方、日本人県民の意識を変えるためにも、学校教育はとりわけ重要であり、校長を始めとする管理職や教員に対して多文化共生について理解を深める機会を設ける必要があります。

(施策の方向 I-1-①)

(2) 日本語教育の体制整備

日本語は生活のあらゆる場面で使われており、外国人県民が地域社会に参画するためには、日本語を習得する必要があります。そのため、ボランティアによる日本語教室活動を支援するだけでなく、日本語教育関係機関・団体の経験やノウハウなどを活用して、日本語教育の体制を整備するための方策を検討していきます。

(施策の方向 I-1-②)

(3) 様々な担い手との連携・協働

市町村において様々な取組がされているため、そうした取組を広域的に展開するとともに、様々な多文化共生の担い手(国際交流協会、NPO、企業、大学、自治会など)が、お互いの特長を生かしながら、連携・協働していくための場づくりを行う必要があります。また、福祉、教育、防災など他分野との連携・協働も図っていきます。

(施策の方向 I-2-④)

(4) 外国人県民との協働

外国人県民も地域社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、日本人県民が外国人県民向けに企画するだけでなく、外国人県民や外国人自助組織との協働により、双方がともに、施策の立案・検討・運営などに関わる仕組みをつくるなど、外国人県民が担い手となるような場づくりを進めていきます。また、今後の多文化共生の担い手として、日本の大学で教育を受けるなど日本で育った外国人青少年に注目していきます。

(施策の方向 I-2-⑤・⑥)

(5) 多様性への理解の促進

多文化共生の意味²⁰を正しく伝え、県民一人ひとりの理解と認識を深めることが必要です。そのためには、多文化共生に向けてのメッセージを発信するとともに、外国人県民と

¹⁹ 就労目的で来日した第一世代に対して、親に連れられて幼少期に来日したり、日本で生まれ育った世代のこと。

²⁰ 「多文化共生」は、「外国人支援」と同義に捉えられがちです。しかし、多文化共生推進のためには、外国人が日本社会で自立していくための支援は重要ですが、日本人への啓発なども行い、地域全体で外国人も日本人も共に生きていく社会づくりを進める必要があります。また、自分たちの国の文化を尊重しながら自分たちの言葉で生きていける「多文化主義」と同義に捉えられがちですが、日本社会で自立して生活するには、ある程度、日本語が必要であり、日本文化にも合わせていく必要があります。そうしたちがいははっきりと伝えていく必要があります。

にほんじんけんみん ふ あ き かい おお もう ひつよう
日本人県民が触れ合う機会をより多く設ける必要があります。なお、その際、がいこくじんけんみん
たようか かんが すべ こくせき じんぞく たい り かい すす りゆうい
の多様化に鑑み、全ての国籍や民族に対する理解が進むように留意します。
(施策の方向Ⅱ－3－⑦)

(6) がいこくじんけんみん あんしん せいかつ しゃかい
外国人県民も安心して生活できる社会づくり

こんご がいこくじんけんみん にほんじんけんみん ふ あんてい しゅうろう しゃかいでき よわ たち ぼ
今後は、外国人県民や日本人県民が不安定な就労などのため社会的に弱い立場にな
ることのないよう、しゅうろうかんきょう かいぜん しゅうろうしえん じつし しゃかいほしやう せーふていねっと
から漏れていかないようにすることが必要です。また、こうれいか しんてん よそう なか
医療・保健・福祉を充実するとともに、ぼうさい ぼうはんたいさく すす あんしん せいかつ しゃかい
防災・防犯対策を進め、安心して生活できる社会づ
くりを進めていきます。

し さく ほうこう
(施策の方向Ⅲ－4)

1 施策目標Ⅰ 誰もが参加する地域づくり

＜目指すべき状態＞

1 自らの能力を十分発揮しながら活躍できる環境が整備されている

施策の方向① 子どもの教育の充実

施策の方向② 日本語学習や多言語による情報提供の充実

施策の方向③ 就業・起業に対する支援の充実

2 外国人県民も含めた様々な担い手が対等な立場で連携・協働している

施策の方向④ 様々な担い手の対等な連携・協働の推進

施策の方向⑤ 外国人県民の施策・企画への参加の促進

施策の方向⑥ 多文化共生の担い手の育成

施策の方向 ①

子どもの教育の充実

（公立学校における学習機会の保障）

○ 外国人児童生徒に対するきめ細かな語学指導や学校生活への適応指導を実施するため、公立小中学校への日本語教育適応学級担当教員の配置²¹や語学相談員の派遣を充実するとともに、県立高等学校に生徒の母語/母国語²²に堪能な、外国人生徒の教育を支援する支援員の配置を充実するなど、公立学校の受入体制のさらなる整備を推進します。また、外国人県民の子どもの教育を受ける権利の保障に向けて、教育に関する基本的な方針の策定や専任教員の配置の充実などについて、国に積極的に要望を行います。【具体的な施策1～3】²³

○ 外国人児童生徒を担当する教員などを対象に、語学演習、講義、研究協議などを通して、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させ、資質の向上に努めるとともに、外国語に堪能な者、または外国での様々な経験を有する者などの積極的な教員採用に努めます。また、校長を始めとする管理職に対する研修会では、多文化共生の視点に立ったプログラムを取り入れるなど、その内容の充実を図ります。【4～6】

○ 高等学校における教育を受ける機会を促進するため、外国人生徒を対象とした入学

²¹ 外国人児童生徒を受け入れる学校における日本語指導の充実を図るため以下の基準により日本語指導を行う教員が加配配置されています。[小学校]日本語指導が必要な児童生徒が10人以上:1人、31人以上:2人、51人以上:3人、71人以上:4人、91人以上:5人。[中学校]日本語指導が必要な児童生徒が10人以上:1人、21人以上:2人、31人以上:3人、41人以上:4人。

²² 母語は、個人が最初に接触あるいは習得する言語です。母語と母国語は異なる場合があります。A国で生まれ育ってA語を身につけていても、国籍がB国であれば、母語はA語、母国語はB語になります。

²³ 末尾の数字は、29ページからの「第5章 具体的な施策」の番号に対応しており、各施策の方向の記載に対応する具体的な施策を示しています(以下、「具体的な施策」の記載は省略)。

者選抜を引き続き実施するとともに、中学校卒業程度認定試験²⁴の改善について、国に対して積極的に要望を行います。【7】

○ 多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解の向上に努めます。【8】

○ 不就学の子どもや放課後の児童に対する学習支援は、国際交流協会やNPOによって支えられていますが、継続的に事業が実施できるよう、国に制度化を要望していきます。また、不就学を早急に解消するため、不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行ったり、住民基本台帳法が改正され、外国人県民についても住民票が作成されるようになったことから、住民基本台帳の活用などによる就学の促進について、市町村に必要な助言を行うとともに、就学の実態把握ができるようシステムの構築を国に求めています。【9】

(外国人学校に対する施策)

○ 外国人学校に対しては、各種学校の認可申請に関する情報提供を行い、各種学校・学校法人化を引き続き促進するとともに、認可基準の緩和に努めます。また、各種学校認可校には私学助成金を交付します。【10・11】

○ 外国人学校は学校保健安全法の対象になっていない²⁵ことから、学校保健のあり方について検討を行うとともに、その実態を把握し、対策を検討します。【12】

○ 地元経済団体や企業などと協力して創設した「日本語学習支援基金」を活用して、外国人学校の日本語指導者の雇用に必要な経費の一部を助成します。また、外国人学校が希望する日本語学習教材を給付します。【13】

(課外における様々な支援)

○ 「日本語学習支援基金」を活用して地域の日本語教室へ助成を行うとともに、日本語指導ボランティアの養成を行うなど、外国人県民の子どもの日本語学習を促進します。【13】

○ また、より多くの人たちに学習支援ボランティアへの参加を呼びかけるとともに、参加希望者と国際交流協会やNPOとの間をつなぐなど、人材の養成や確保などの支援をします。【14】

○ 公立小学校に入学予定の外国人県民の子どもが早期に学校に適應するためには、初期の日本語指導や学校生活への適應指導が重要です。このため、全国に先駆けて

²⁴ 学校教育法第23条の規定により、病気などやむを得ない事情で就学を免除された人や、日本の国籍を有しない人で受験年度末までに15歳以上になる人などに対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。

²⁵ 学校保健安全法は、学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るためのものですが、学校教育法第一条に定める学校が対象となっているため、外国人学校は、各種学校に認可されていても、この対象にはなっておらず、健康診断を実施していない学校も多くあります。

作成した「プレススクール²⁶実施マニュアル」やモデル事業の成果を活用し、実施主体などへの説明会を開催するなど、プレススクールの設置を促進します。【15】

- 母語／母国語は、アイデンティティの確立や親子の円滑なコミュニケーションなどのために重要なことから、外国人県民の子どもたちが母語／母国語に誇りと関心が持てるようにしていきます。【16】

- 将来、社会においてその能力を発揮するためには、子どもたち自身が将来の進学や仕事に夢をもち、その実現に向けて努力することが大切です。そのため、進路に関する情報を提供したり、具体的なイメージが持てるよう、すでに日本社会で活躍している二世世代から話を聞く機会を設けます。【17】

- また、そうした情報を提供するため、子どもたちや保護者向けに「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」を、地域で支援している団体向けに「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」を作成したところですが、これらの普及などを通じて、子どもたちの夢の実現に向けて支援します。【18】

（全体）

- 日本で成長していく子どもたちが夢を実現させるためには、年齢や通学・進学状況などに応じて施策を実施していく必要があります。そのため、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するとともに、施策の充実に向けて、関係部局からなるプロジェクトチームを設置し、市町村や子どもたちをサポートしているNPOなどの関係者の意見を聞きながら、より効果的に施策が実施できるよう検討していきます。【19】

施策の方向 ②

日本語学習や多言語による情報提供の充実

（日本語学習）

- 外国人が日本社会で円滑にコミュニケーションを図るためには、日本語の習得が大変重要ですが、そのためには、日本語教育の体制整備が不可欠です。現在、地域の日本語教育はボランティアに頼っていますが、(社)日本語教育学会などの専門機関や国際交流協会、日本語教室、企業、外国人県民の代表などの関係者と連携して、実態を把握し、どのような体制を整備していくべきかを検討して、国に制度化を働きかけていく一方、県としての方針を明確にします。【20】

- また、外国人県民に対し、日本語や日本の文化、慣習などに関する学習の必要性に対する理解を促し、自発的に学習するよう啓発するとともに、身近な場所で日本語や

²⁶ 小学校入学前に基礎的な日本語や学校の習慣などを教える事業。日本人の親は、我が子の小学校入学を前にして、名前などの読み書きを教えたり学校の行事を話すなど小学校に対応できるように準備をしますが、外国人の親の中には日本語や日本の学校の制度などがわからないために、教えることができない人もいます。そのため外国人の子どもの中には、日本の小学校に入学したものの、うまく適応できずに不登校になってしまう事例もあります。

日本の文化などについて学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めます。外国人
県民の日本語学習などをサポートするボランティアの養成や NPO などが実施する
日本語教室に対しても支援していきます。【21～23】

- なお、インターネット上には、豊田市の作成した「とよた日本語学習支援システム」や
豊橋市が作成した「Vamos Ganbatear」のような日本語学習コンテンツが公開されていま
す。こうしたコンテンツの紹介や日本語学習に関する情報提供や相談に応じることにより、
自発的な学習を支援します。【24】

- また、「とよた日本語学習支援システム」は、学習コンテンツだけでなく、地元大学と連
携して、教室開設のプロセスや授業の進め方、日本語能力判定の基準や方法について
も開発しており、こうしたノウハウなども普及していきます。【24】

（情報提供）

- 外国人県民に対して提供される行政サービスや住民として享受できる権利、税金・
社会保険料(税)の納付など履行しなければならない義務の内容、地域社会のルール
や慣習など、様々な情報提供を行います。なお、情報提供に当たっては、受け手であ
る外国人県民の意見を踏まえた内容やあり方を検討するとともに、情報機器の発達と
普及を念頭に置いて、有効な手段を積極的に取り入れていきます。【25】

- 特に、日本語を十分理解することができない外国人県民に対しては、多様な言語で
多様なメディアを活用して、情報提供に努めるとともに、民間における多言語対応につ
いても働きかけていきます。【26～28】

- また、どの国の人たちにも理解できる「やさしい日本語」を広く知ってもらうとともに、外
国人と関わる機会の多い自治体職員や教員などに対する普及に努めていきます。【29】

施策の方向 ③

就業・起業に対する支援の充実

- 外国人県民がこの地域に定着し、企業などにおいて活躍することにより、地域社会の
活性化がもたらされ、多文化共生社会づくりにも寄与します。特に、留学生や日本で育
った外国人青少年は、今後の多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなりうるため、
就職支援事業の実施など、この地域に定着し、活躍できる環境整備を推進します。
【30・31】

- また、外国人県民は、日本社会で暮らす中で、日本人とはちがった視点での発想や
地域の課題が見えてくるため、起業し、継続的に事業を実施することにより、地域で
活躍できる可能性があります。そのため、起業するために必要な情報提供などを行うこ
とにより、外国人県民のこの地域での起業を促進します。【32】

施策の方向 ④

さまざまな担い手の対等な連携・協働の推進

- 多文化共生の推進にあたっては、県だけでなく、市町村、国際交流協会、NPO、企業、大学、学校、自治会や地域住民など多様な担い手がそれぞれの役割を果たしています。また、外国人県民の役割も大切です。そのため、こうした様々な立場の者が、お互いの長を生かしながら、対等な立場で連携・協働するとともに、本県の多文化共生施策について話し合う場をつくります。【33】
- 多文化共生に関わる複雑で多岐にわたる課題に対応するため、多文化共生分野と他分野の行政及びNPOが、それぞれの役割を踏まえ、中長期的な視点に立って策定した協働ロードマップ²⁷に沿って協働を推進します。【34】
- また、効率的・効果的に事業を行えるよう、県と市町村のネットワークを築くとともに、外国人の多い他県との連携も図っていきます。【35】

施策の方向 ⑤

外国人県民の施策・企画への参加の促進

- 外国人県民も地域社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、日本人県民が外国人県民向けに企画するだけでなく、外国人県民や外国人自助組織との協働により、双方がともに、施策の立案・検討・運営などに関わることができるよう仕組みをつくり、外国人県民が地域における施策の担い手となるような場づくりを検討します。その一つとして、本県が、外国人県民から直接意見を聴き、施策に反映させるために、2002(平成14)年度から、開催している「外国人県民あいち会議」のあり方について検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営などに関わる場となるよう機能を強化します。【36】
- また、これまで当会議の委員を務めた外国人県民を始め、多文化共生の担い手となり得る外国人県民のネットワーク化を図ります。【37】
- 外国人県民がこうした地域社会の活動に積極的に参加できるよう、雇用している企業に対して理解を求めています。【38】

施策の方向 ⑥

多文化共生の担い手の育成

- 多文化共生を推進していくためには、地域における活動の活性化を図っていくことが重要であるため、地域で活動できる人材や団体を育成するとともに、長年、多文化共生

²⁷ 行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、県政各分野における特定課題をテーマに協議することにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指す方向性を示す行程表として考えられたもの。2012年度に、「多文化共生社会づくりにおける連携・協働」をテーマとして策定した。参考資料72ページ参照。

に貢献している個人や団体を表彰していきます。【39】

○ 日本人の学生の多くは、小中学生時代に外国人の同級生を持っていた経験があり、多文化共生を当たり前のこととして考えられるようになってきています。また、サークルやゼミなどにおいて、多文化共生に関する活動をしている学生も増加してきていることから、大学などと連携しながら、多文化共生に対する理解を深めていくとともに、こうした活動を促進します。【40・41】

○ 一方、日本で生まれ、日本の大学などで教育を受け、日本社会で活躍している外国人青少年が増えています。彼らは、今後の多文化共生の担い手として期待される存在です。また、自らの経験を踏まえ、社会貢献活動を行う外国人県民や団体も増加しているため、こうした活動を促進していきます。【42】

○ 外国人県民も様々な住民サービスに関わることから、行政職員に対して、研修などを行うことにより、多文化共生に対する理解を深めていきます。【43】

《重点施策》

施 策	目標とする状態	主な関係部局・団体など
I. 関係部局からなるプロジェクトチームを設置し、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施します	プロジェクトチーム 設置	地域振興部、県民生 活部、教育委員会な ど
II. 専門機関などと連携して、地域の日本語教育に関する実態調査を行い、県としての日本語教育に関する指針を策定し、普及していきます	指針策定	地域振興部、(社)日 本語教育学会、国際 交流協会、日本語教 室、企業、外国人県 民など
III. 協働ロードマップに沿って、多文化共生分野と他分野の行政及びNPOとの協働を推進します	協働ロードマップに 沿って推進	地域振興部、県民生 活部、防災局、健康 福祉部、産業労働 部、教育委員会、(公 財)愛知県国際交流 協会、NPO など
IV. 「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営などに関わる場となるよう機能を強化します	機能強化	地域振興部、外国人 県民
V. 学生の多文化共生に関する活動や外国人青少年の社会貢献活動を促進します	交流会などの開催	地域振興部、大学、 学生、外国人青少年 など

2 施策目標Ⅱ 多文化共生の意識づくり

＜目指すべき状態＞

3 外国人県民の人権が尊重され、地域で前向きに受け入れられている

施策の方向⑦ 多文化共生に対する理解の促進

施策の方向⑧ 外国人県民と日本人県民の交流の推進

施策の方向⑨ 継続的・広域的な制度・仕組みづくり

施策の方向⑩ 人権尊重の意識づくり

施策の方向 ⑦

多文化共生に対する理解の促進

- 地域社会で外国人県民を受け入れるためには、まず、地域住民全体に対して、外国人県民の現状や日本に住んでいる背景、多文化共生の意味を正しく伝え、理解と認識を深めてもらうことが不可欠です。そこで、日本人県民と外国人県民との相互理解を促進し、地域社会の意識改革を推進するため、継続的に意識啓発を行っていきます。

【44～48】

- 多文化共生月間を制定して、多文化共生に向けてのメッセージの発信や啓発イベントの開催など、多文化共生に関する基本理念の普及・啓発活動を集中的に行います。また、市町村や国際交流協会、NPO、企業、大学などに呼びかけて、多文化共生月間の周知やイベント開催について協力を求め、県全体の取組としていきます。【49】

施策の方向 ⑧

外国人県民と日本人県民の交流の推進

- 外国人県民と交流を図ったり、異文化理解を深めるためのイベントを開催します。その際、外国人県民の多様化に鑑み、様々な国籍や民族に対する理解が進むように留意します。また、ボランティアを中心に運営される地域の日本語教室は、日本語を学習する外国人県民と支援するボランティアが、日本語の学習を通して互いの文化的背景や考え方などについて理解を深め交流できる場です。このような地域の日本語教室を活用して、相互理解が進むよう努めます。【50】

- 各地域で行われている異文化理解イベントをとりまとめ、より広く周知することにより、イベントへ参加する機会を増やし、外国人県民と日本人県民の相互理解を深めていきます。【51】

施策の方向 ⑨

継続的・広域的な制度・仕組みづくり

- 本県においては、これまで先導的な事業に取り組んできました²⁸が、モデル実施だけにとどまらず、ここで得られたノウハウなどを広く普及し、継続的な事業実施をしていきます。また、各市町村においても、地域の実情に応じた事業を数多く実施していることから、こうした事業をとりまとめて広く紹介をすることにより、他の市町村にも広げていきます。【52・53】
- また、各主体が将来にわたって継続的に多文化共生社会づくりに取り組んでいけるよう、条例を含めた様々な方策を検討します。【54】

施策の方向 ⑩

人権尊重の意識づくり

- 差別や偏見のない地域社会づくりをめざし、県民一人ひとりが人権尊重の意識を身につけられるよう、人権教育・啓発を推進します。【55・56】
- 地域社会や家庭、学校、職場などあらゆる生活場面において、誰もが参加しやすく、主体的に学ぶことができるよう、人権に関する学習機会を増やすとともに、内容の充実を図ります。【55・56】
- 多文化共生の意義や外国人県民が直面している問題などについて学ぶことは、児童生徒の成長にも有益です。学校教育においても人権尊重の精神を基盤に、多文化共生に関する学習機会の充実に努めるとともに、教員に対しても多文化共生について学ぶ機会を提供します。【57】

《重点施策》

施策	策	目標とする状態	主な関係部局・団体など
VI. 多文化共生月間を制定します		制定	地域振興部、関係部局、市町村、国際交流協会、NPO、企業、大学、県民など

²⁸ 参考資料52ページから59ページの「3 愛知県のこれまでの取組」参照。

3 施策目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり

<目指すべき状態>

4 外国人県民が自立して、安全で安心して暮らせる地域になっている

施策の方向⑪ 相談体制などの充実

施策の方向⑫ 医療・保健・福祉の充実

施策の方向⑬ 労働環境の改善

施策の方向⑭ 居住環境の改善

施策の方向⑮ 防災・防犯対策などの充実

施策の方向 ⑪

相談体制などの充実

○ 法律や行政手続き、教育などの様々な分野に対して、幅広く、多言語で対応できるよう、相談体制を充実します。【58・59】

○ また、外国人県民の永住化の進展に伴い、外国人県民が抱える問題は、ドメスティック・バイオレンス²⁹などの夫婦間の問題、子育てや児童虐待など親子間の問題、不就学や不適應など子どもの教育の問題など、多様かつ複雑化していることから、多文化ソーシャルワーカーを配置して、市町村、市町国際交流協会と連携・協力しながら、より専門性の高い相談体制を充実します。【60】

○ 景気の悪化が続く中で、外国人県民や日本人県民が不安定な就労などによって、社会的に弱い立場にならないための働きかけを行い、社会保障のセーフティネットから漏れていかにすることが必要です。そのため、「社会的包摂」³⁰の理念のもと、関係部局・機関と連携を図っていきます。【61】

○ 日本語能力や学力の不足などから、ひきこもりやニート(若年無業者)などになっている外国人県民の子どもや若者がいますが、こうした困難を抱える子どもや若者が円滑に社会生活を送るためには、一人ひとりに寄り添い、その抱える問題の解決に向けた包括的・継続的な対応が必要となります。そのため、相談・支援を実施している県や国、市町村、NPOなどの関係者が連携を密にし、身近な市町村において総合的な支援ができるような仕組みづくりを支援していきます。【62】

²⁹ パートナーなどの親密な関係にある(あった)者からふるわれる暴力。

³⁰ ソーシャル・インクルージョン。すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う理念のこと。

施策の方向 ⑫

医療・保健・福祉の充実

- 外国人県民が安心して医療などを受けられるよう、人材を育成するとともに、医療通訳者の派遣や電話通訳を利用できる「あいち医療通訳システム」の普及に努めます。また、その対象を福祉分野へも拡大します。【63～66】
- 外国語による診療が可能な医療機関の情報について、外国人県民や支援団体などへの一層の周知を図りながら、内容の充実に努めます。また、外国人県民に適切な救急医療が提供されるように努めます。【67・68】
- 永住化の進展に伴い、外国人県民の抱える課題は日本人県民の抱える課題と変わらなくなっており、高齢者や障害者などに対する社会福祉の充実が喫緊の課題となりつつあるため、幅広い分野の部局や機関との連携を図っていきます。また、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報提供を充実します。【69・70】

施策の方向 ⑬

労働環境の改善

- 多文化共生社会の形成の推進には、外国人労働者の適正な雇用が行われることが重要です。このため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」³¹の普及を推進します。また、適正雇用に関する指導・監督は国の権限であり、外国人労働者の適正雇用を進めるには、国の指導強化が不可欠です。そのため、機会をとらえて、国に対して積極的に要望を行います。【71】
- 企業の社会的責任³²に対する取組は、日本社会の持続的発展にとって非常に重要であるとともに、外国人労働者の労働環境の保障にとっても重要であることから、企業の社会的責任に関する取組を推進していきます。【71】
- 地域社会の活性化に貢献できる貴重な人材である外国人県民がその能力を発揮し、安定した職業生活を営めるよう、外国人県民（日本国籍を有せず、就労制限のない者）を対象とした職業訓練（定住外国人対象委託訓練）を実施するとともに、日本における労働関係制度への理解を促進します。【72・73】

³¹ 参考資料59ページ参照。

³² 企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え方。2010年11月に発行された国際規格（ISO26000）では、社会的責任には7つの中核主題があるとしており、その中で、「労働慣行」が挙げられています。これは、すべての労働者に対して平等な労働機会を確保し、公正かつ労働者の安全と健康に配慮した労働条件・労働環境を整備するとともに、政府・雇用者・労働者の代表者間の交渉・協議・情報交換などの社会対話の重要性を認識することを求めています。

- 県営住宅を始めとする公的賃貸住宅では、入居時に生活情報の提供や相談窓口を設置します。また、自治会など居住者の協力を得ながら、外国人居住者へのルールへの理解を促進するとともに、関係部局と連携して地域づくりを考えていきます。【74～76】
- 集住地域では、NPOなどが子どもたちに対する学習支援や日本語教室などを実施していますが、こうしたNPOと自治会などの連携を図り、地域住民にも、こうした活動に関わってもらうよう働きかけます。また、外国人居住者との交流事業をきっかけとして、日本人同士も含めて、お互いの顔が見える関係づくりを推進することにより、地域が主体となった多文化共生型の居住環境の形成を図ります。【77・78】
- 外国人県民などの入居を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)、協力店、支援団体の情報提供を行います。【79】

防災対策など

- 地震や風水害などの災害時に外国人県民へ適切に対応するため、愛知県地域防災計画に基づく支援対策を着実に実施します。また、平時から、市町村などと連携して、外国人県民に対して、防災教育や防災情報の提供を行うとともに、地域で行われる防災訓練などへの参加を促進することにより、災害時には、要援護者としてではなく、支援者としても活動できる人材を育成していきます。さらに、外国人県民も地域活動の担い手となる場のひとつとして、防災訓練を活用し、企画段階から外国人県民も関わっていただけるよう働きかけていきます。【80・81】
- 大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関などが発信する情報を享受できなかったり、地震などの災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人県民を支援するために、多言語などで情報提供をする「災害多言語支援センター」³³を設置します。【82】
- また、外国人支援ボランティアまたは語学ボランティアを避難所などに派遣するとともに、平時より訓練などを行い、ボランティアのネットワークを構築し、支援体制の整備を推進します。また、災害情報や支援情報をより広く提供するために、市町村や関係機関との連携を図るとともに、マスコミとの連携も働きかけていきます。【83～85】

³³ 2007年7月16日に発生した新潟県中越沖地震の際に設置されたのを参考に、(財)自治体国際化協会によって「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」が作成されました。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、その日の夜、(公財)仙台国際交流協会にセンターが設置されました。

ぼうはんたいさく
(防犯対策など)

- 日本社会の中でともに安全で安心して暮らせるためのルールを教えたり、安全・安心に関する情報を多言語で提供します。【86】
- 外国人県民が交通事故の当事者(被害者や加害者)にならないよう、自治体と警察が連携し、多言語での交通安全情報の提供や交通安全教育の実施など、その取組を推進します。また、犯罪の当事者にならないよう、各種犯罪の取締りを強化します【87・88】
- 悪質商法などの被害にあわないよう、消費生活全般に関する暮らしの情報を多言語で提供します。【89】
- 外国人県民の多い自治体や自治会などの関係機関と情報交換や意見交換などを行い、地域の実情に応じた取組を連携して行うことにより、安全で安心なまちづくりを推進します。【90】

じゅうてんし さく
《重点施策》

し 施	さく 策	もくひょう 目標とする状態	おも かんけいぶきょく 主な関係部局・ だんたい 団体など
VII. あいち医療通訳システムの普及を図り、その対象を福祉分野へも拡大します	ふくし ぶんや 福祉分野への拡大	かくだい	ち い き し ん こ う ぶ けんこうふく 地域振興部、健康福祉部、市町村など
VIII. 企業の社会的責任を果たすため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者の適正雇用を推進します	せ み な ー かいさい セミナー開催		ち い き し ん こ う ぶ きぎょう 地域振興部、企業など
IX. 大地震などの災害が発生した場合に、災害多言語支援センターを設置します	きょうていていけつ 協定締結		ち い き し ん こ う ぶ こうざい 地域振興部、(公財)愛知県国際交流協会など
X. 地元自治体や自治会などの関係機関と連携を図り、安全・安心なまちづくりを推進します	れんけいかいぎかいさい 連携会議開催		ち い き し ん こ う ぶ ぼうさい 地域振興部、防災局、警察本部、市町村、自治会など

第4章 プランの推進に向けて

1 多文化共生推進主体の役割の明確化

多文化共生の推進に効果的に取り組むため、各推進主体の役割分担について明確化します。

● 国

国は、定住外国人に関する政策の総合調整を行う「定住外国人施策推進室」を設置し、日系定住外国人施策に関する基本方針に基づく各府省庁の行動計画を策定していますが、この計画に盛り込まれた施策を、地域の実情や課題などを踏まえた上で、関係府省庁が緊密に連携し着実に実施することが望めます。

また、中長期的な視点に立った、外国人全般の受入方針及び定住外国人を含む全ての外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定することが望めます。

さらに、2012年7月から外国人も住民基本台帳法の適用対象になりましたが、外国人も日本人と等しく行政サービスを受けられるよう、自治体に対する十分な財源措置が望めます。

● 愛知県

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、市町村の境界を越えた広域的な課題への対応、市町村レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、様々な主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

県教育委員会は、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

施策の推進にあたっては、庁内関係部署との連携が図られる体制のもと実施していきます。また、国、他の都道府県、市町村、国際交流協会、NPO、企業、大学、学校や地域住民などに加え、外国人県民との連携・協働も積極的に図ります。

その他、国の外国人受入方針の明確化や法制度などの整備が多文化共生を推進する上で基本的な前提となるため、国の制度に関わるものは、引き続き、積極的に見直しや改善を要望します。

● 市町村

市町村は、より身近な住民サービスを提供する基礎自治体です。特に、外国人県民も住民基本台帳に登録されるようになったことから、教育、住宅、防災、社会保障など日常生活

に関する分野の行政サービスが、日本人県民と同じように受けられるようにする必要があります。また、提供される行政サービスや、税金・社会保険料(税)の納付など履行しなければならない義務などの情報を、多言語などで提供する必要があります。一方、地域住民に対しても、多文化共生に関する啓発などの取組を推進していくことが求められます。

さらに、県との役割分担を明確にしながら、できる限り早期に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域の実情にあわせ、多文化共生の地域づくりを推進していくことが求められます。

市町村教育委員会は、県教育委員会と連携しながら、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを進め、児童生徒の状況に応じた支援が求められます。

● 国際交流協会

国際交流協会は、県や市町村と連携して、多言語情報の収集・提供、外国人県民に対する相談事業、NPOの活動支援、多文化共生の啓発活動、外国人県民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえたきめ細やかな取組の推進を図ることが期待されます。その他、様々な多文化共生推進主体間のネットワークの構築も求められます。

● NPOなどの団体

多文化共生の取組は、NPOなどの活発な活動に支えられてきました。各団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど団体の特色を生かしながら、地域のニーズを的確に把握した活動の展開が期待されます。

また、外国人県民自らがNPOなどを設立し、主体的に活動している事例も多く見られるようになってきました。外国人県民も地域社会の一員であり、地域社会を支える担い手として地域活動への積極的な参加を促進するため、多様な活動を展開していくことが期待されます。

● 企業

外国人労働者は、この地域の経済活動に大いに貢献しています。外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者の人権を尊重し、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法令の遵守に努めるとともに、日本語の習得など外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組が求められます。また、企業には、地域の構成員としての社会的責任に加え、外国人労働者を雇用している企業としての責任があります。企業はこの責任を認識し、この地域全体の課題への取組として、多文化共生の地域づくりへの連携・協働が求められます。

● 県民

日本人県民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民を地域社会の担い手として認めるとともに、積極的に交流を深めることが求められます。

外国人県民は、日本語の習得や日本の文化、生活習慣、地域社会のルールなどの理解に努め、地域社会の担い手として、地域の活動に積極的に参加することが求められます。

すでに日本社会に生活基盤がある外国人県民は、日本社会に新しく入ってきたり、接点がない外国人県民に対して、日本語や日本の文化、魅力、習慣、社会の仕組み、制度などを伝えるとともに、アイデンティティを保つために母国の文化を伝えていくことが求められます。また、日本人県民に対しては、自分たちの考えや意見を伝えたり、母国の文化を伝えて理解を深めてもらうよう働きかけることが求められます。さらには、日本人と外国人をつなぐ役割や外国人同士をつなぐ役割も期待されます。日本人県民は、外国人県民がこうした役割を果たせるよう、手助けしていくことが求められます。³⁴

● 大学

大学は、教育研究の成果を生かして、多文化共生分野での地域貢献が期待されます。具体的には、実態調査や施策立案などにおいて行政やNPOを支援したり、県民などへ多文化共生の啓発を行ったり、学生による多文化共生に関する活動を促進することなどです。

また、多文化共生の分野で活躍できる人材の育成が期待されます。その他、教員の養成課程において、様々な外国語の学習機会の提供や、多文化共生に関するカリキュラムの充実も望まれます。

● 学校(小学校・中学校・高等学校)

学校には、すべての児童生徒に対する多文化共生教育推進の場としての充実が望まれます。また、学校で日本人県民と外国人県民が出会う場合も多いため、多文化共生社会づくりの拠点として活用することができます。

さらに、学校は、外国人児童生徒が日本語や教科などを学習する上で、最も重要な役割を担う場です。言葉や情報の面で不利な状況におかれている彼らに対して、自らの夢や希望を叶えることができるよう、学習支援や適切な進路指導を積極的に行う必要があります。

³⁴ 2012年度外国人県民あいち会議委員からの提案を基に作成。参考資料74・75ページ参照。

2 多文化共生推進主体の連携・協働の強化

● 県関係部署・機関

本県の多文化共生施策は、多文化共生の推進を所管する専門部署である多文化共生推進室が中心となって取り組んでいます。多文化共生の課題は多岐にわたることから、県関係部署・機関の横断的な連携をより緊密に行いながら、施策を推進していきます。

● NPOなどの団体

多文化共生を推進するための横断的な連携は、行政内だけでなく、多文化共生に取り組んでいるNPOなどの団体にも必要です。そのため、多文化共生分野のNPOと多文化共生以外の分野のNPOとの連携を図っていきます。

● 自治体間

外国人が多数居住している自治体は共通の課題を抱えており、広域的な施策展開をして課題解決に取り組むことも効果的です。そこで、7県（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県）と名古屋市で「多文化共生推進協議会」を設置して活動しています。

引き続き、共通の課題などについて議論を深めるとともに、多文化共生に関する取組を共同で進めていきます。また、国の制度や施策に関して、必要な措置や改善を行うよう、国に対しての提言活動を積極的に行います。

3 プランの進行管理と適切な見直し

プランに掲げる施策が着実に実施されているかを第三者によって評価を受け、実施状況を毎年度公表します。

また、プランの実施状況、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、適時かつ適切に、プランの内容について見直しを行います。

第5章 具体的な施策

「第3章 推進施策の方向」に基づき、具体的な施策を以下に掲げます。
前プラン期間中から継続して取り組む施策については「継続」、拡充して取り組む施策については「拡充」、新たに取り組む施策については「新規」と記載してあります。なお、継続していく施策についても、より効果的な施策となるよう、実施方法などについて適宜見直しを行っていきます。

1 施策目標Ⅰ 誰もが参加する地域づくり

施策の方向① 子どもの教育の充実

番号	項目	内容
1	日本語教育適応学級担当教員の加配	外国人児童生徒への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置します。【継続】
2	語学相談員の配置	外国人児童生徒の母語/母国語(ポルトガル語・スペイン語)と日本語の両方に堪能な語学相談員を教育事務所に配置し、公立小中学校への訪問指導を実施します。【継続】
3	県立高等学校における外国人生徒への教育支援(外国人生徒サポーターの配置)	日本語によるコミュニケーション能力が十分身につけていない外国人生徒などが在籍する県立高等学校(全日制・定時制課程)に、生徒の母語/母国語(ポルトガル語・スペイン語・中国語など)に堪能な外国人生徒サポーターを配置し、外国人生徒の学習活動や学校生活などを支援します。【継続】
4	外国人児童生徒教育に携わる教員の研修	外国人児童生徒を担当する教員などを対象に、語学演習、講義、研究協議などを通して、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させ、資質の向上を図ります。また、校長を始めとする管理職に対する研修会では、多文化共生の視点に立ったプログラムを取り入れるなど、その内容の充実を図ります。【継続】
5	外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換	市町村教育委員会担当者などを対象に、外国人児童生徒の教育や就学に係る連絡協議を行う「外国人児童生徒教育連絡協議会」を開催し、外国人児童生徒教育の円滑な推進を図ります。【継続】

番号	項目	内容
6	青年海外協力隊経験者、外国語が堪能な者を対象とした特別選考実施	青年海外協力隊経験者を対象とした教員採用選考試験の特別選考、外国語(ポルトガル語、スペイン語、中国語)が堪能な者を対象とした教員採用選考試験を実施します。【継続】
7	外国人生徒に係る入学者選抜実施	外国人生徒が公立高等学校への入学を希望する場合、いっばんにゆうしきさきだべつわくにゅうがくしゃせんばつじつし一般入試に先立って別枠で入学者選抜を実施します。【継続】
8	児童生徒への多文化共生教育の推進	公立学校では、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上に努めます。【継続】
9	外国人の子どもに對する就学に向けた取組の推進	母語/母国語で書かれた就学案内の作成・配布を促進するなど、不就学解消に向けた取組を推進します。また、多文化ソーシャルワーカーを活用して、不就学の子どもやその保護者の就学意欲・意識を高める働きかけをし、就学に導くよう努めます。【継続】
10	各種学校認可申請に関する情報提供など	外国人学校の学校法人化を促進するため、各種学校認可に関する情報提供を行っています。また、運営状況などを把握し、認可にあたっての生徒数の基準緩和に努めます。【継続】
11	外国人学校への私学助成金の交付	学校法人認可の外国人学校には、教育を行うために必要な経常的な経費に対し、補助金(「経常費補助金」)を交付します。また、地域社会における国際化の進展を図るための取組に対しても補助金を交付します。【継続】
12	外国人学校における学校検診の実施状況などの把握及び対策の検討	外国人学校における学校健診の実施状況などの実態を把握し、対策を検討します。【新規】
13	外国人県民の子どもへの日本語学習の促進	「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室や外国人学校を支援するとともに、日本語ボランティアの養成を行います。【継続】
14	学習支援ボランティアの確保	学習支援ボランティアの参加を幅広く呼びかけ、参加を希望する人を国際交流協会やNPOなどに紹介します。【新規】
15	プレススクールの設置促進	「プレススクール実施マニュアル」やモデル事業の成果を普及させるとともに、実施主体などへの説明会を開催します。【継続】

番号	項目	内容
16	母語／母国語教育の推進	外国人県民がコミュニティ内において子どもたちに母語／母国語や母文化を教えたり、母語／母国語による教科指導ができるようにするために作成したガイドブック ³⁵ を広めることにより、母語／母国語教育を推進します。 【新規】
17	進路説明会などの開催	外国人県民の子どもたちや保護者などが日本の教育制度などについての理解を深めるための進路説明会を実施するとともに、高校や大学、職業訓練校などの進路先の情報を提供します。また、すでに日本社会で活躍している第二世代から話を聞く機会を設けます。 【拡充】
18	外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブックの普及	外国人県民の子どもたちが将来に夢をもち、その実現に向けて努力するとともに、周囲の人が、子どもたちの進学や就職に向けて支援することができるよう作成した「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」及び「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」 ³⁶ の普及を図ります。 【継続】
19	外国人県民の子どもたちの教育に関するプロジェクトチームの設置	外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、関係部局からなるプロジェクトチームを設置します。また、関係部局以外の関係者からも意見を聴取し、効果的な施策の実施について検討し、検討結果を公表していきます。 【新規】

施策の方向② 日本語学習や多言語による情報提供の充実

番号	項目	内容
20	日本語教育に関する実態調査と指針の策定及び普及	(社)日本語教育学会などの専門機関や国際交流協会、日本語教室、企業、外国人県民の代表などの関係者・団体と連携して、地域の日本語教育の実態を調査し、指針を策定します。また、この指針の周知を図るとともに、引き続き、関係者・団体と連携しながら調査を行って見直ししていきます。 【新規】
21	日本語学習機会の提供	日本語教室を開催し、外国人県民の日本語学習を支援します。 【継続】

³⁵ 参考資料53ページ参照。
³⁶ 参考資料53ページ参照。

番号	項目	内容
22	日本語教室への支援	市町村などと連携して、地域に密着した日本語教室の開設をめざす講座や既に開設している教室のステップアップをめざす講座を開催します。また、日本語教育に携わるボランティアや教師などに対して、日本語教育に関する情報提供を行います。【継続】
23	憲章による企業の日本語学習への理解促進	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者などの日本語学習の機会の確保について、企業の理解を促します。【継続】
24	日本語学習に関する情報提供	「とよた日本語学習支援システム」や「Vamos Ganbatear」のような日本語学習コンテンツや日本語学習の教材などに関する情報提供を行うとともに、日本語学習に関する相談にも応じます。また、「とよた日本語学習支援システム」が開発した教室開設のプロセスや日本語能力判定の基準などについても普及していきます。【新規】
25	多言語による情報提供及び内容の充実	外国人県民に対する生活情報や行政情報に関する多言語の出版物の作成を推進するとともに、県のウェブページの多言語化を図っていきます。愛知県警察のウェブページでは、「生活の安全・安心」に関する情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語などで提供します。また、情報の受け手である外国人県民の意見を踏まえた内容やあり方を検討するとともに、情報機器の発達と普及を念頭に置いて、有効な手段を検討していきます。【拡充】
26	FM放送などによる多言語情報の提供	FM放送などにより、外国人県民に対し、多言語で生活情報などを提供します。【継続】
27	愛知県図書館「多文化サービスコーナー」の充実	愛知県図書館内に「多文化サービスコーナー」を設置して、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語で書かれた日本での生活や仕事に役立つ資料、日本語習得の学習書、文学作品などの蔵書の充実に努めます。また、外国人県民に対して同コーナーの周知を図るため、各言語によるチラシを作成し、県内自治体、国際交流協会、各大学の留学生窓口、日本語学校などに配布、ホームページへの掲載を行います。【継続】

番号	項目	内容
28	外国人支援ボランティアの活用	外国人支援を行うボランティア登録制度の積極的な活用を図って情報提供に努めます。【継続】
29	「やさしい日本語」の普及	ゲーム感覚で親しめるように作成したアプリや、「やさしい日本語」を作成するうえで参考となる手引き ³⁷ などを活用して、「やさしい日本語」を広く知ってもらうとともに、自治体職員や教員などへの普及に努めます。【新規】

施策の方向③ 就業・起業に対する支援の充実

番号	項目	内容
30	留学生の地域定着への支援	県内企業への就職を希望する留学生を対象に、合同企業説明会(留学生就職フェア)や就職セミナーを開催します。また、日本企業への就職に必要な知識習得や就業体験のためのインターンシップを実施します。【継続】
31	外国人学生のインターン受入	日本社会で円滑に就職できるよう、日本で育った外国人学生をインターンとして受け入れます。【新規】
32	外国人県民の起業の促進	起業のための情報提供などを行うことにより、外国人県民の起業を促進します。【新規】

施策の方向④ 様々な担い手の対等な連携・協働の推進

番号	項目	内容
33	様々な担い手からなる会議の開催	様々な担い手が対等な立場で連携・協働するとともに、本県の多文化共生施策について話し合う場をつくりまします。【新規】
34	協働ロードマップに沿った多文化共生分野と他分野行政・NPOの協働推進	協働ロードマップに沿って、多文化共生分野と他分野の行政及びNPOが、それぞれの役割を踏まえた協働を推進します。【新規】
35	「多文化共生推進協議会」の設置	日系ブラジル人などの外国人県民が多数居住する愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県及び名古屋市を構成員として「多文化共生推進協議会」を設置し、情報交換や国への提言を行うとともに、共同した取組を進めます。【継続】

³⁷ 参考資料54ページ参照。

施策の方向⑤ 外国人県民の施策・企画への参加の促進

番号	項目	内容
36	「外国人県民あい ち会議」の機能 強化	「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人 県民が施策の立案・検討・運営などに関わる場とします。 【拡充】
37	多文化共生の担 い手となる外国人 県民のネットワーク 化	「外国人県民あいち会議」の委員を務めた外国人県民を 始め、多文化共生の担い手となり得る外国人県民のネッ トワーク化を図ります。【新規】
38	憲章による外国人 労働者の地域社 会参画に対する企 業の理解促進	外国人県民が地域活動の担い手となるよう、「外国人 労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するため の憲章」の普及を通じて、外国人労働者が主体的に地 域社会に参画にできるよう企業の理解を促します。【継 続】

施策の方向⑥ 多文化共生の担い手の育成

番号	項目	内容
39	顕彰の実施	多文化共生の推進に長年貢献し、その業績が顕著な個 人や団体に対して、多文化共生推進功労者表彰を行 います。【継続】
40	学生たちの多文 化共生に関する活 動の促進	多文化共生に関する活動を行っている学生、または、こ れから活動したいと思っている高校生・大学生を対象 に、大学などの協力を得て活動報告や交流会などを開 催します。【新規】
41	愛知県立大学に おける多文化共生 の推進に資する人 材育成	愛知県立大学では、「国際関係学科」で英語やポルトガ ル語などの外国語運用能力を生かしながら多文化共生 の推進に資する人材の育成に努めます。【継続】
42	外国人 青少年 の 社会貢献活動の 促進	日本で進学や就職をした外国人青少年などの社会貢献 活動を紹介し、発表する場を設けます。【新規】
43	多文化 共生 意識 をもった行政職員 の育成	行政職員の多文化共生意識の向上を図るため、県や市 町村職員を対象とした専門家による講演や先進的な取 組を紹介する研修会を開催するとともに、関係行政職員 間の情報の共有や連携を図ります。【拡充】

2 施策目標Ⅱ 多文化共生の意識づくり

施策の方向⑦ 多文化共生に対する理解の促進

番号	項目	内容
44	多文化共生に関する出前講座などの実施	学校の授業やNPO・企業・地域などで行われる勉強会や会合などの場に県職員が出向き、多文化共生に関する理解を深めます。また、多文化共生社会づくりへの理解を深める講座の開催を始め、多文化共生社会の意義や必要性など、多文化共生に関する啓発活動を推進します。【継続】
45	あいち多文化共生作文コンクールの実施	小・中学生のうちから、多文化共生について考え、理解と認識を深めてもらうために、多文化共生をテーマとする作文を募集し、優秀な作品を発表します。【継続】
46	多文化共生の情報を集約したウェブサイトの運営	多文化共生関連施策や統計情報、イベント紹介など多文化共生社会づくりに役に立つ情報を集約した総合的なウェブサイトの運営を行います。【継続】
47	持続可能な開発のための教育(ESD)の普及啓発及び取組の促進	国際理解・多文化共生がテーマの1つとなっている「持続可能な開発のための教育(ESD)」について、「持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」が2014(平成26)年11月に本県で開催されることを契機として、イベントなどを通じてその普及啓発及び取組の促進を図ります。【継続】
48	「外国人県民あいち会議」の周知	外国人県民の意見を知ってもらい、多文化共生社会への関心を高めるために、「外国人県民あいち会議」の活動内容などについて広報の充実に努めます。【継続】
49	多文化共生月間の制定	多文化共生月間を制定し、知事からのメッセージの発信や多文化共生フォーラムの開催、リーフレットの配布などを行うことにより、多文化共生の意味を正しく伝え、県民の理解と認識を深めていきます。また、市町村や国際交流協会、NPOなどが多文化共生月間に行うイベントなどをとりまとめ周知します。【新規】

施策の方向⑧ 外国人県民と日本人県民の交流の推進

番号	項目	内容
50	交流や国際理解を深めるためのイベントの実施	外国人県民と交流を図ったり、国際理解を深めるためのイベントを、様々な国籍や民族に対する理解が進むように留意しながら開催します。【継続】
51	異文化理解イベントカレンダーの作成	各地域で開催される異文化理解イベントをとりまとめ、イベントカレンダーとして、県のウェブページなどで周知します。【新規】

施策の方向⑨ 継続的・広域的な制度・仕組みづくり

番号	項目	内容
52	先導的 事業の普及	これまで先導的に取り組んできた事業のノウハウなどを市町村やNPOなどへ広く普及していきます。【拡充】
53	市町村の多文化共生に関する取組の周知	各市町村において地域の実情に応じて取り組まれている優れた事業を他市町村へ紹介します。【拡充】
54	継続的な取組を行うための方策の検討	各主体が継続的に多文化共生社会づくりに取り組むための様々な方策を検討します。【新規】

施策の方向⑩ 人権尊重の意識づくり

番号	項目	内容
55	人権尊重と施策への反映	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき人権教育・啓発を進め県政の各分野において外国人県民の人権尊重の視点に立った施策を推進します。【継続】
56	人権啓発資料の作成	人権啓発資料を作成し啓発イベントなどで配布して、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚に努めます。【継続】
57	多文化共生教育を通じた人権教育の推進	多文化共生の視点に立った国際理解教育を普及するためのセミナーや、「学びネットあいち」（愛知県生涯学習情報システム） ³⁸ を活用した学習コンテンツにより、互いの文化を理解し尊重する態度を養うなど、人権意識の高揚に努めます。【継続】

³⁸ 県内の生涯学習関係機関や団体が保有する生涯学習情報を総合的に提供するシステムです。

<http://www.manabi.pref.aichi.jp/>

3 施策目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の方向⑪ 相談体制などの充実

番号	項目	内容
58	外国人相談事業の実施	外国人県民からの労働・税金・医療・教育などの相談に多言語で対応します。また、弁護士による無料法律相談や、外国人県民の永住化の進展に伴って多様化する諸課題にきめ細やかに対応するため、行政手続き、教育などの相談会も、多言語で実施します。【継続】
59	ドメスティック・バイオレンス(DV)などへの対策の推進	愛知県女性相談センターでは、DVを始め女性が直面する様々な問題の解決を図るとともに、相談員など専門家のネットワークづくりの推進に取り組みます。また、一時保護された外国人県民からの相談に対応できるよう通訳者を雇用し、適切な支援を行います。【継続】
60	多文化ソーシャルワーカーの活用	多文化ソーシャルワーカーを配置し、市町村などとも連携・協力しながら、外国人県民が抱える複雑で多様な問題に対応できる、より専門性の高い相談体制を充実します。また、多文化ソーシャルワーカーを対象に研修を実施し、一層のスキルアップを図ります。【継続】
61	社会的包摂のための連携	外国人県民を含む全ての人々を社会の構成員として包み支え合うため、福祉・教育・労働・警察などの関係部局・機関と連携して、部局横断的に社会的包摂に向けた取組を行います。【新規】
62	困難を抱える子ども・若者の支援	外国人県民を含む困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を送れるように支援する「子ども・若者支援地域協議会」などのネットワークが市町村において整備されるよう支援します。【継続】

施策の方向⑫ 医療・保健・福祉の充実

番号	項目	内容
63	あいち医療通訳システムの普及及び対象の拡大	外国人県民が安心して医療機関などを受診できるよう、医療通訳者の派遣や電話通訳を利用できる「あいち医療通訳システム」 ³⁹ の運用を行うとともに、利用医療機関の増加に向けての取組や外国人県民などへの周知に努めます。また、システムの対象を医療・保健分野だけでなく、福祉分野へも拡大します。【拡充】

³⁹ 参考資料56ページ参照。

番号	項目	内容
64	県立病院などにおける「あいち医療通訳システム」の利用	県立病院や保健所などにおいて、「あいち医療通訳システム」を利用して、外国人県民への診療や地域保健活動の円滑な推進に努めます。【継続】
65	「医療機関等外国人対応マニュアル」の普及	医療機関などにおいて、外国人患者を円滑に受け入れられるよう、「医療機関等外国人対応マニュアル」 ⁴⁰ の普及を図ります。【継続】
66	愛知県立大学における各言語による医療分野の知識を持つ人材育成	社会人などを対象に、医療などの分野でポルトガル語やスペイン語によるコミュニケーション支援ができる人材を育成します。【継続】
67	外国語対応可能な医療機関についての情報提供	ウェブページ（救急医療情報システム）で、外国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語など）での診療が可能な病院や診療所の情報を提供します。また、5ヶ国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）の音声とFAXにより、外国語対応可能な病院や診療所の情報を提供します。【継続】
68	外国人救急患者医療費未収金に對する補助	「救命救急センター（公立を除く）」で治療を受けた外国人（短期滞在者を含む）救急患者の医療費未収金について、補助を行います。【継続】
69	医療保険に関する情報提供	国民健康保険制度の普及・啓発、保険料（税）の納付促進を図るため、外国語版（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語）のDVD及びリーフレットを活用し、各市町村保険者の指導・支援を進めます。【継続】
70	多言語による社会保障などの情報の提供の充実	多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、社会保障などに関する相談・情報提供についても一層の充実を図っていきます。【継続】

施策の方向⑬ 労働環境の改善

番号	項目	内容
71	外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を、企業などを対象としたセミナーを開催し、広く普及していきます。また、企業の社会的責任に関する取組の意義や事例を周知し、外国人労働者の適正雇用を推進します。【拡充】

⁴⁰ 医療機関などにおいて外国人に対応するときの留意点や多言語での患者への説明資料などをまとめたもの。
<http://www.aichi-iryoku-tsuyaku-system.com/manual/index.html>

番号	項目	内容
72	外国人県民(定住外国人)を対象とした職業訓練の実施	高等技術専門校で外国人県民(日本国籍を有せず、就労制限のない者)を対象とした職業訓練(定住外国人対象委託訓練)を実施します。【継続】
73	多言語による労働関係情報の提供の充実	多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、労働関係の相談・情報提供についても一層の充実を図っていきます。【継続】

施策の方向⑭ 居住環境の改善

番号	項目	内容
74	県営住宅入居者のしおりなどの作成	共同生活で守るべき内容を多言語で記載した「入居者のしおり」(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)などを入居時に配布し、情報の提供に努めます。入居後に「愛知県県営住宅通信」、「愛知県県営住宅ニュース」などの外国語版を作成し、各戸に配布し注意を喚起します。【継続】
75	ポルトガル語による入居説明会などの実施	外国人県民が多い地域の愛知県住宅供給公社住宅管理事務所に通訳を派遣して、入居説明会を開催したり、定期的に相談日を設定して各種相談に応じます。【継続】
76	共同生活のルールなどを説明したDVD、絵本の活用	日本の生活習慣や共同住宅のルールなどを分かりやすく理解できるよう作成したDVDや子ども向けの絵本などを県営住宅の入居説明会や団地のイベントなどで積極的に活用するとともに、他の公的賃貸住宅管理者にも紹介していきます。【継続】
77	NPOと自治会の連携	NPOと自治会がお互いの活動内容を知り、情報交換や連携を図るための場を設けます。【新規】
78	居住者同士のコミュニケーションの促進	多文化共生実践モデル事業 ⁴¹ や多文化共生実践活動支援事業 ⁴² で得られたノウハウを普及し、日本人同士を含む居住者同士のコミュニケーションを促進します。【拡充】
79	民間賃貸住宅への円滑な入居支援	外国人、高齢者、障害者、子育て世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅、協力店、支援団体を登録し、情報提供することによって、円滑な入居を支援する「愛知県あんしん賃貸支援事業」を推進します。【継続】

⁴¹ 参考資料54ページ参照。

⁴² 参考資料54ページ参照。

施策の方向⑮ 防災・防犯対策などの充実

番号	項目	内容
80	外国人県民に対する防災知識の普及・啓発	外国人県民に対して、多言語で防災情報を提供するなど、平時から防災に関する基本的な知識の普及・啓発に努めます。【継続】
81	防災訓練への参加促進及び外国人も加わった防災訓練の取組紹介	防災意識の高揚、不安感の解消のためだけでなく、災害時には、要援護者ではなく、支援者にもなれるよう、外国人県民の防災訓練への参加を促進します。また、そのために、外国人も加わった防災訓練の取組を紹介します。【新規】
82	災害多言語支援センターの設置	大地震などの災害が発生した場合には、多言語での災害に係る情報提供をするための災害多言語支援センターを設置します。【新規】
83	ボランティアとの連携及び活動支援	災害発生時に設置する「広域ボランティア支援本部」と語学ボランティアとの連携強化を推進し、円滑なボランティア活動を支援します。【継続】
84	関係機関とのネットワーク整備	市町村、市町村国際交流協会、在県外国公館、外国人支援NPO など関係機関・団体と協力し、災害時の外国人支援活動が円滑に進められるよう体制を整えます。【拡充】
85	メディアによる災害情報の多言語化の推進	FM放送などにより、外国人県民に対し、多言語で防災関連情報を提供します。また、災害時の外国人向け情報提供に備え、県内ラジオ局を始めとした各種メディアとの連携を図っていきます。【拡充】
86	地域安全対策の推進	安全・安心に関する情報を、交番、駐在所の広報紙や巡回連絡の機会を通じて提供するほか、外国語メディアのホームページや外国語広報誌などにも情報提供していきます。 外国人集住地区などで、外国人県民も参加した防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。 少年の非行防止を図るため、外国人学校や外国人少年が在籍する小・中学校などと連携した「非行防止教室」を実施するとともに、犯罪に巻き込まれないように「防犯教室」を実施します。 管内の外国人県民の居住実態に応じて、外国人県民をけんないかくけいさつしよにせっちけいさつしよきょうぎかい ⁴³ 委員に選出していきます。

⁴³ 地域住民などから選出され、警察行政について、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関です。警察法に基づいて2001年から各警察署に設置されています。

番号	項目	内容
86 (つづき)		犯罪被害者などに対しては、刑事手続きの流れや相談窓口などに関する情報を提供するための手続き(外国語版)を作成し、愛知県警察のウェブページに掲載します。【継続】
87	交通安全対策の推進	県のウェブページで、5ヶ国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語)の交通安全情報を提供します。また、外国人県民向け交通安全教育ビデオの貸出など啓発に努めます。また、外国人県民を雇用している各企業や事業所、外国人学校などを対象に、各警察署管内の実態に応じた交通安全教室や講演会などを実施します。【継続】
88	犯罪の取締り	外国人県民が被害者となるような犯罪、不法就労助長事犯など外国人県民を利用しようとする犯罪、外国人県民によって敢行される各種犯罪の取締りを強化します。【継続】
89	多言語による生活情報の提供の充実	多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、消費生活全般に関する暮らしの情報提供についても一層の充実を図っていきます。【継続】
90	関係機関と連携した安全で安心なまちづくりの推進	外国人県民の多い自治体や自治会などの関係機関と情報交換や意見交換を行い、安全で安心なまちづくりに向けての連携した取組を推進することにより、地域の実情に応じた、きめ細かな対応を行います。【新規】